令和5年度

(令和5年4月~令和5年9月実施分)

監査結果に基づき町長等が講じた措置

令和6年3月

奥多摩町代表監查委員 松 永 健 太 郎 奥多摩町議会選出監查委員 高 橋 邦 男

# 令和5年度前期実施分「監査結果と措置状況等の一覧」

(1)

| 監査実施日      |                |                                 | 今後の対応、スケ  | 評 価                                       |
|------------|----------------|---------------------------------|-----------|---|
| 監査対象       | 野木牡田 (松樹 辛日筮)  | 措置状況等(どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不 | ジュール等(検   | <del>БТ</del> 1)Щ                         |
| 件名         | · 監査結果(指摘、意見等) | 可の場合はその理由)                      | 討・調整、予算化、 | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
| 所管課        |                |                                 | 実施時期等)    | 理由  |
| 令和5年4月27日  | 収入①~③について、施設使  | 〇:令和5年5月25日回答対応済み               |           |   |
| 令和5年3月支出分  | 用料として入金されたものを  | 施設使用料減免に係る経緯                    |           |   |
| ①令和4年度お    | 年度途中に基準を変更し、返  | 令和4年9月28日 奥多摩総合開発(株)より指定管理施設の   |           |   |
| くたまコミュニ    | 還することは民間事業者では  | 施設使用料の見直しについての要望書(別紙1)が提出された。   |           | 原燃料費                                      |
| ティセンター(も   | 考えられない。本来は、企業が | 令和5年1月11日 町(企画財政課)から奥多摩総合開発     |           | の高騰に                                      |
| えぎの湯) 施設使  | 努力し改善するものであり、  | (株)へ「現時点では施設使用料の見直しは行わないが、今後、   |           | よる経営                                      |
| 用料 (返金) の内 | 決算前に判断すべきでない。  | 引き続き、見直しを検討していく」と回答。            |           | への影響                                      |
| 容、② 令和4年   | それを踏まえ、施設使用料減  | 【町の見解】現時点で施設使用料の見直し要望があるのは奥多摩   |           | を「経営努                                     |
| 度氷川キャンプ    | 免の要望書が提出された際、  | 総合開発(株)だけであり、見直しを行う場合は他団体からの要   |           | 力だけで                                      |
| 場施設使用料(返   | 経営改善計画書の提出がされ  | 望を含め、各団体の経営状況を見極めた上で実施すべきである。   |           | は改善で                                      |
| 金) の内容、③ 令 | ていたか、そのことに伴う町  | ただし、真に経営状況が厳しい場合は、現状においても減免措置   |           | きない状                                      |
| 和4年度川井キ    | からの奥多摩総合開発(株)に | にて個別対応は可能である。                   |           | 況」とし                                      |
| ャンプ場施設使    | 対する企業努力への指導、助  | 令和5年1月18日 奥多摩総合開発(株)清水社長・神尾取締   |           | て、減免し                                     |
| 用料 (返金) の内 | 言をどのようにしたのか、決  | 役が来庁され今期の決算見込み及び経営状況並びに改善策の説明   |           | 返金を実                                      |
| 容          | 算前に基準を変更し使用料を  | があり、今期決算の見込みについて(別紙2)が提出され、施設   |           | 施してい                                      |

| 観光産業課 | 返金した特別な理由について | 使用料の減額等を含めた支援策の検討依頼があった(観光産業課 | る。左記の |
|-------|---------------|-------------------------------|-------|
|       | 次回資料提供及び報告願いた | 長対応)。                         | 様な状況  |
|       | V.            | 【観光産業課長回答】コロナ禍や原燃料費の高騰の影響を受けて | 下でも民  |
|       |               | いるのは他の指定管理者も同様であり奥多摩総合開発(株)だけ | 間企業で  |
|       |               | を減免することは難しい。コロナ禍や原燃料費の高騰などを理由 | はそのよ  |
|       |               | として減免する場合は他の指定管理者にも調査を行い統一的な基 | うな外的  |
|       |               | 準により減免する必要がある。しかしながら、奥多摩総合開発  | 要因に対  |
|       |               | (株)は、「はとのす荘」や「もえぎの湯」など大型施設を運営 | し対策を  |
|       |               | しており、原燃料費の高騰の影響は他施設の規模とは比較になら | 行い乗り  |
|       |               | ないものであり経営努力だけでは改善できない状況であることは | 切ってい  |
|       |               | 理解している。また、決算見込みの状況からも何らかの支援がで | るものと  |
|       |               | きないか検討する。                     | 思われる。 |
|       |               | 令和5年1月24日 行政財産使用料審査会へ観光産業課として | 最終的に  |
|       |               | の意見等を付し、施設使用料の計算方式の見直しについて提案し | は経営改  |
|       |               | た (別紙3)。                      | 善計画書  |
|       |               | 【観光産業課としての考え方】                | を提出さ  |
|       |               | ・コロナ禍や原燃料費の高騰の影響を理由とした減免は難しい。 | せている  |
|       |               | ・決算見込みによる赤字額を減免する場合、減免額を決める根拠 | が、指定管 |
|       |               | が見つからない。                      | 理者とい  |
|       |               | ・耐用年数を経過した施設については、「経営状況、施設の老朽 | う事だけ  |
|       |               | 化等の状況を考慮した上で、やむをえず減額しなければならない | で安易に  |
|       |               | 施設については、利用効率等の範囲内で柔軟に対応する」の規定 | 請求を受  |
|       |               | を根拠とし、利用効率等のグループ分けの「その他の観光施設」 | け入れる  |
|       |               | のうち耐用年数を経過した3施設(利用効率1.0)の率の見直 | ことは問  |

題と思わ

しを検討した。

| <br>  | 1   |
|---|-----|
| ・「その他の観光施設」のうち「はとのす荘」の利用効率等につ                   | れる。 |
| いては、建て替え後の算定時に基準として設けた「地産地消促進                   |     |
| 施設・地元雇用促進施設(0.5)」を適用した経緯があり、同                   |     |
| グループの川井キャンプ場・氷川キャンプ場・奥多摩コミュニテ                   |     |
| ィセンター(もえぎの湯) 3 施設についても「地産地消促進施                  |     |
| 設・地元雇用促進施設 (0.5)」の基準が適用できるものと考                  |     |
| えた。   |     |
| ※奥多摩総合開発(株)の従業員町内比率(令和4年3月31日                   |     |
| 7 2 . 6 %)                                      |     |
| <ul><li>おくたまコミュニティセンター(もえぎの湯)は、はとのす荘と</li></ul> |     |
| 同様に「地産地消促進施設・地元雇用促進施設(利用効率0.                    |     |
| 5)」に、川井キャンプ場・氷川キャンプ場は「地産地消促進施                   |     |
| 設」の位置づけが難しいことから「地元雇用促進施設」の位置づ                   |     |
| けとし利用効率を 1.0 から 0.7 へ変更し、令和4年度の                 |     |
| 施設使用料から適用することを提案した。                             |     |
| ※観光産業課としては、はとのす荘の算定時に基準として設けた                   |     |
| 「地産地消促進施設・地元雇用促進施設」の率について、当時、                   |     |
| 川井キャンプ場・氷川キャンプ場・奥多摩コミュニティセンター                   |     |
| (もえぎの湯) 3施設についても適用しても良かったのではない                  |     |
| かと考えている。  |     |
|   |     |
| ○   |     |
| ・施設使用料減免の要望書が提出された際、経営改善計画書の提                   |     |
| 出がされていたか。                                       |     |
| → 指定管理者の経営方法等が理由で経営が悪化し、経営改善                    |     |
|   |     |

|           |               | の必要があると判断した場合は改善計画書の提出を求めることは |  |
|-----------|---------------|-------------------------------|--|
|           |               | あるが、今回の場合は、原燃料費の高騰の影響が大きく経営努力 |  |
|           |               | だけでは改善できない状況であるため、経営改善計画書の提出ま |  |
|           |               | では求めていない。                     |  |
|           |               |                               |  |
|           |               | ・町から奥多摩総合開発(株)に対する企業努力への指導、助言 |  |
|           |               | をどのようにしたか。                    |  |
|           |               | ⇒ 今回の場合は、原燃料費の高騰の影響が大きく経営努力だ  |  |
|           |               | けでは改善できない状況であるため特別な指導、助言はしていな |  |
|           |               | いが、指定管理施設の経営状況等について奥多摩総合開発(株) |  |
|           |               | と日常的に打ち合わせは行っており情報共有している。     |  |
|           |               |                               |  |
|           |               | ・決算前に基準を変更し使用料を返金した特別な理由は。    |  |
|           |               | ⇒ 令和5年1月18日に奥多摩総合開発(株)から今期の決  |  |
|           |               | 算見込みが示され、施設使用料の減額等を含めた支援策の検討依 |  |
|           |               | 頼があり、1月24日の行政財産使用料審査会へ諮ったが、決算 |  |
|           |               | 見込みや原燃料費の高騰の影響など総合的に判断し令和4年度の |  |
|           |               | 使用料から減免することを提案し決定された。施設使用料につい |  |
|           |               | ては年4期の分割納付としており、既に3期分が納入されていた |  |
|           |               | ことから差額返金の対応とした。               |  |
|           |               |                               |  |
|           |               |                               |  |
| 継続:5月25日例 | 4月例月出納検査指摘事項に | 〇:令和5年6月22日回答対応済み             |  |
| 月出納検査     | ついて           | 経営改善計画書につきましては、令和5年6月12日に奥多摩  |  |

| ①事業者に対して                            | 、減免等を 総合開発株式会社より   | り提出いただき、町長まで供覧いたしました。 |  |
|-------------------------------------|--------------------|-----------------------|--|
| 行う事務手続きの                            | 流れにあた 減免基準につきま     | しては、別紙のとおり「奥多摩町行政財産使  |  |
| っては、外的要因・                           | 内的要因に 用料条例」及び「奥参   | 多摩町行政財産使用料条例に基づく減額又は  |  |
| 関わらず経営改善                            | 計画書の提 免除基準」を提出いた   | たします。                 |  |
| 出は必要であるた                            | め、経営改 なお、令和5年5     | 月25日にご説明いたしましたとおり、今回  |  |
| 善計画書を提出さ                            | せること。 の使用料の減額措置に   | こつきましては、減免基準に基づくものでは  |  |
| また、歳入が減少で                           | することは、 なく、「奥多摩町公の  | 施設使用料の計算方式」の見直しを行ったも  |  |
| 住民サービスの低                            | 下につながのであり、見直しの     | 時期につきましては、行政財産使用料審査会  |  |
| ることから、減免                            | する時期やに諮り、町長決裁に。    | より決定したものとなります。        |  |
| 内容について、町                            | としての基 ※例月出納検査当日に   | 経営改善計画を提出済み           |  |
| 準はどのようにな                            | っているの              |                       |  |
| か次回資料を提出                            | すること。              |                       |  |
| , , , , , , , , , , , , , , , , , , | , <del>-</del> - • |                       |  |

#### (2)

| 監査実施日       |   |                               | 今後の対応、スケ  | 評 価                                       |
|-------------|---|-------------------------------|-----------|---|
| 監査対象        | ・ 監査結果 (指摘、意見等) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 措置状況等(どのような改善をどの部署がいつから行うの    | ジュール等(検   | 計   |
| 件名          | 監貨福米 (指摘、息兄寺)   | か、対応不可の場合はその理由)               | 討・調整、予算化、 | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
| 所管課         |   |                               | 実施時期等)    | 理由  |
| 令和5年4月27日   | 旧古里中学校校舎活用における町                                       | 【本件(令和3年度下半期で評価(×))に関して、所管課では |           |   |
| 継続          | と(株)JELLYFISH の原契約内                                   | 以下のとおり回答しました。】                |           |   |
| 令和 3 年度下半期例 | 容には火気厳禁の項目があるが、                                       | ①当該工事に関しましては、これまでもご説明させていただき  |           |   |
| 月出納検査において   | 今回残念なことに3月20日に火                                       | ましたように、所有者の責任において、衛生管理上、必要な改  |           | 実情に即し                                     |
| 旧古里中学校の転貸   | 災が起きてしまった。(株)   | 善を行ったものであります。                 |           | た事業内容                                     |
| 借で評価(×)となっ  | JELLYFISH に火気の使用が契約                                   | また、排水設備の不具合対応を行った経緯につきましては、   |           | の見直し図                                     |

ているが、その評価 への対応はその後ど | のか。

#### 企画財政課

違反という認識があったか、施設 利用における注意点にはバーベキ のようになっている | ューや花火等の火気利用について | の記載があるが、火気厳禁につい て会社側の認識と町の契約内容と の整合性について次回報告願いた V10

(株) JELLYFISH (以下「当該会社」とします) が将来的に当 該プールを利活用することができるかどうかを検討していた 中で、町に問い合わせがあり、町職員が実際に当該プールを見 に行ったところ設備の不具合が見つかったものであります。

したがってご指摘をいただいた「ア」に関しましては、きっ かけが住民もしくは住民以外であろうとも適切な維持管理を 図る観点から同様の措置を講じるものと認識をしております。

「イ」に関しましては、当該会社の活用意向に関わらず、設 備の不具合が確認された時点で、町として衛生管理上、必要な 措置を講じたものであります。

「ウ」に関しましては、当該工事は、ご指摘では契約書第8 条について引用されておりますが、事実は「イ」で「賃貸借部 分でない物件」をご指摘されているとおり、当該会社でなく、 町(所有者)の責任において実施したものとなります。

従前の説明で齟齬が生じていた部分もあろうかと存じます が、ご説明させていただきましたとおりでございますので、ご 理解をいただきたいと存じます。

②当該会社が行う旧古里中学校校舎等の活用に関しましては、 当初から日本語学校と IT エンジニアの育成を二本の柱として おりましたが、これらを実施する上で平成28年7月に締結し ました「旧古里中学校校舎等賃貸借契約書」では、要件を満た していないことが開校に向けた準備を進める中で認識された ため、開校に必要な手続きの一環として平成29年10月に 「転貸借に関する覚書」が締結されたものであります。従いま して、当該覚書によって実施内容が変更されたものではなく、

った事につ いて評価で きる。ただし 奥多摩町が

**JELLYFISH** の日本語学 校の運営、そ してその副 次的効果と してもたら されるであ ろう定住人 口の増加を 期待し、㈱ **JELLYFISH** のプロポー ザルを選定 したという 背景から逸 脱してしま っている現 状にある事 を認識しな ければなら

| また、地区連絡協議会に対しましては IT エンジニア等の部分 | ない。 |
|--------------------------------|-----|
| についての説明を当該協議会でご説明してきましたのでご理    |     |
| 解をお願いいたします。なお、覚書締結時には日本語学校の開   |     |
| 校に伴って、当該協議会は役目(任期)を終えておりましたこ   |     |
| とを申し添えます。また、覚書の締結にあたりまして必要な事   |     |
| 務上の手続きは、過去にご確認をいただいているとおり実施し   |     |
| ております。                         |     |
| ③地方自治体の組織では、最終決定権者は理事者であることか   |     |
| ら事実に基づいたご説明を行ったものであり、責任の転嫁では   |     |
| ありませんのでご理解をお願いいたします。また、説明不足の   |     |
| 点につきましては、お詫び申し上げます。            |     |
| ④現実に当該施設をご利用いただくお客様がおり、公共交通機   |     |
| 関の利用を始め、テレワークの一種であるワーケーション利用   |     |
| 者では、町内の観光にも寄与するなど間接的な部分を含め地域   |     |
| 活性化に繋がっているものと考えております。          |     |
| ⑤「ア」火気取り扱いの部分に関しましては、当該会社に対し   |     |
| まして利用規約等、必要な指導を行っておりますが、引き続き、  |     |
| 専門家の指導もいただきながら対応してまいります。       |     |
| 「イ」の受託者(転借人)が転貸借物件を使用する場合は、別   |     |
| 途、町に届出等が提出され、内容を確認の上、使用させており   |     |
| ます。                            |     |
| 「ウ」の地区連絡協議会につきましては②でご説明しましたよ   |     |
| うに開校に伴って役目を終えております。            |     |
| ⑥コロナ禍にあって積極的な展開が難しい状況にありますが、   |     |
| 利用者の中には空家を探している方もいられるとの報告があ    |     |

ります。また、地域住民向けに OKUTAMA+の無料開放を行うなど地域にご理解いただくよう努めております。

⑦契約の部分につきましては、専門家である顧問弁護士の指導も仰ぎながら、引き続き、当該会社と協議を行ってまいります。 ⑧旧古里中学校につきましては、平成26年第2回町議会定例会におきまして、提案し可決されました「奥多摩町公立学校設置条例の一部を改正する条例」により平成27年4月1日より普通財産となりましたが、体育館、グラウンド及びテニスコートにつきましては、「奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例」にあるとおり行政財産として位置付けられております。従いまして体育館、グラウンド及びテニスコートを除く部分が普通財産の位置付けとなります。

⑨「ア」に関しましては、複数のご指摘事項(質問)に対する 回答について、契約に関する事項もあり、正確を期するため専 門家である顧問弁護士に相談したものでありますので、ご理解 をお願いいたします。

「イ」に関しましては、毎年度、年間予算で措置しております 弁護士委託料の範囲内で対応いただいておりますので、本件に あたりましての特別な支出はございません。

【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果(指摘事項)の報告がなされました。所管課では、以下のとおり回答しました。】

はじめに3月20日に発生した当該施設における火災につ

きましては、皆様にご迷惑とご心配をお掛けしまして、申し訳 ございませんでした。その後、当該事業者は消防署のご指導を いただきながら再発防止に資する対応を図っております。ま た、地域住民の皆様や町議会議員皆様には直接あるいは書面を もってお詫びと経緯報告をさせていただきました。

次に、指摘事項について報告いたします。一点目の「町と(株) JELLYFISH の原契約内容には火気厳禁の項目があるが」との ご指摘をいただきましたが、原契約とは平成28年7月14日 付で締結いたしました「旧古里中学校校舎等賃貸借契約書」を 指しており、この原契約の条項には火気厳禁の項目は記載され ておらず、平成29年10月2日付で締結いたしました「転貸 借に関する覚書」の第5条「禁止事項」の第2項第2号におき まして「火気取り扱いの禁止」が記載されておりますので、ご 確認をお願いいたします。

二点目の「(株) JELLYFISH に火気の使用が契約違反という 認識があったか」についてですが、当該覚書の「火気取り扱い の禁止」につきましては、サテライトオフィスなどの目的で転 借人に転貸する場合に適用するものであります。今回の場合 は、転貸ではなく㈱JELLYFISH の直営事業に関する事案であ るため、当該覚書の「火気取り扱いの禁止」条項には抵触いた しません。従いまして当該事業者は契約違反ではないと認識し ております。

三点目の「施設利用における注意点にはバーベキューや花火 等の火気利用についての記載があるが、火気厳禁について会社 側の認識と町の契約内容との整合性について」のご指摘につき

|           |                  | ましては、これまでご説明してきましたとおり、覚書の「火気     |  |
|-----------|------------------|----------------------------------|--|
|           |                  | 取り扱いの禁止」につきましては、転借人に転貸する場合に適     |  |
|           |                  | 用するものであること、「施設利用における注意点」に記載のあ    |  |
|           |                  | る火気利用については、直営事業での利用者に対するもので、     |  |
|           |                  | それぞれ活用形態の異なる対象者に向けて定めているもので      |  |
|           |                  | あり、それぞれの内容は矛盾するものでなく、整合性は図られ     |  |
|           |                  | ております。                           |  |
|           |                  | なお、町からはこれまでも、火気の取り扱いを含め、安全な運     |  |
|           |                  | 営と管理につとめるよう指導をしております。以上につきまし     |  |
|           |                  | ては、㈱JELLYFISH 及び町ともに同様の認識を共有しており |  |
|           |                  | ますので、ご理解をお願いいたします。               |  |
| 継続:5月25日例 | 4月例月出納検査、その他の事項、 | 【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果(指摘事項)     |  |
| 月出納検査     | 原契約での使用目的は日本語学校  | の報告がなされました。所管課では、6月22日に実施されま     |  |
|           | のみと限定されているので、日本  | した旧古里中学校校舎内視察に伴い、㈱JELLYFISH の田中社 |  |
|           | 語学校以外の事業は、覚書の内容  | 長等とともに現地にて現状の事業及び火災の原因となった事      |  |
|           | が適用されるので、覚書の火気取  | 業について説明を行いました。】                  |  |
|           | り扱い禁止が適用されると考えら  |                                  |  |
|           | れる。              |                                  |  |
|           | なお、今回の回答では転貸では   |                                  |  |
|           | なく㈱JELLYFISHの直接  |                                  |  |
|           | 事業ということである。直接事業  |                                  |  |
|           | は、原契約の日本語学校の関連事  |                                  |  |
|           | 業であるということになるので、  |                                  |  |
|           | 現地にて現状の事業及び火災の原  |                                  |  |

|           | 因となった事業について具体的に      |                                      |  |
|-----------|----------------------|--------------------------------------|--|
|           | 説明願いたい。              |                                      |  |
| 継続:6月22日例 | 継続指摘事項               | 【以上のとおり説明をしたところ、左記の監査結果(継続指摘         |  |
| 月出納検査     | 旧古里中学校校舎内視察を行い、      | 事項)の報告がなされました。所管課では、以下のとおり回答         |  |
| (旧古里中学校校舎 | 日本語学校の現状を確認したとこ      | (報告) しました。】                          |  |
| 視察に対して)   | ろ、何点か不明な部分があるため、     |                                      |  |
|           | 以下の点について報告を求める。      | ①6月22日の現地視察時に対応(説明)したうちの一人である        |  |
|           | ①現地にて説明をされた、元(株)     | 木田氏は㈱JELLYFISH の元社員でありますが、現在、同氏は     |  |
|           | JELLYFISH 社員の木田氏が運営  | 「Unforescene(アンフォアシーン)合同会社」を運営し、㈱    |  |
|           | する会社と OKUTAMA+事業の    | JELLYFISH から OKUTAMA+の運営事業に関わる業務を受   |  |
|           | 関連及び旧古里中学校校舎等賃貸      | 託し、ビジネスパートナーとして当該施設の業務に携わってお         |  |
|           | 借契約書に基づく転貸借に関する      | ります。なお、当日は接客中のため視察対応ができませんでし         |  |
|           | 覚書に該当する事業者の事業内容      | たが、㈱JELLYFISH の社員である萩原(町民)が、直営事業     |  |
|           | を説明すること。             | である OKUTAMA+の施設責任者として日常的に勤務してお       |  |
|           | ②校舎の教室(部屋)使用につい      | ります。                                 |  |
|           | て、各事業者がどの教室(部屋)を     | 次に、転貸借に関する覚書に該当する事業者の事業内容につい         |  |
|           | 使用しているのか明らかにするこ      | てですが、こちらにつきましては視察当日、松永代表監査委員         |  |
|           | と。                   | より質問がございましたので、澤本監査委員もいらっしゃった         |  |
|           | ③(株)JELLYFISH と契約を締  | 場で㈱JELLYFISHの田中社長からご説明を申し上げましたが      |  |
|           | 結しているが、原契約の目的は第      | 改めて回答いたします。現在、該当する事業者は、2 事業者と        |  |
|           | 2条に規定されており、「乙((株)    | なっております。一つ目は前述いたしました木田氏が運営する         |  |
|           | JELLYFISH) は、本物件を乙の奥 | 「Unforescene (アンフォアシーン) 合同会社」であり、コンサ |  |
|           | 多摩日本語学校等経営事業の目的      | ルティングやマーケティング関連業務を取り扱っており            |  |
|           | にのみ使用し、当該事業の進展と      | OKUTAMA+やその他施設運営事業全般に関わる業務委託契        |  |

併せて地域活性化の実現に努める | ものとする。|となっている。また、 的にも具体的に記載してあるが、 契約や覚書とは大幅に違う形態に なっており、不適切な運用が継続 している。原契約の目的事業であ る日本語学校事業は休校となって | いるが、再開のめどはどのように| なっているか、これからの日本語 学校事業について具体的な進行管 理計画を示すこと。また、日本語学 | 校が休校となり、(株) JELLYFISH が計画していた、当 | 初の事業効果が見込めていない状 況が続いているが、どのように考 | えているのか報告すること。

②各事業者がどの教室(部屋)を使用しているのかについてですが、Unforescene (アンフォアシーン)合同会社については特定の場所(部屋)での利用(定め)はありません。RevivePartners (リバイブパートナーズ)行政書士法人については、旧校長室横の会議室スペースを利用しており、2事業者ともに当該施設において商業(法人)登記をしております。

なお、OKUTAMA+のスタッフでもある木田氏については、 主にスタッフ用事務室で勤務をしております。

③ご指摘の事項につきましては、令和4年1月にご質問をいただいた「旧古里中学校プール排水設備等交換工事の施工目的と理由」に端を発するものでありますが、以降、㈱JELLYFISHとの契約や OKUTAMA+における業務及び施設利用内容など多岐にわたる質問、指摘事項をいただくなか、2か年近く、子細にわたってご説明並びに資料提出を行ってまいりました。今般、監査委員からご指摘をいただいております「不適切な運用が継続している。」以降の事項(文面)に関しましても、本年4月27日実施の例月出納検査時に「令和3年度下半期例月出納検査において旧古里中学校の転貸借で評価(×)となっている

|           |                    | が、その評価への対応はその後どのようになっているのか。」の   |  |
|-----------|--------------------|---------------------------------|--|
|           |                    | 「監査結果と措置状況等の一覧」における 14 項目に及ぶ広範  |  |
|           |                    | 囲の質問に対しまして、個別に回答する他、平成28年7月の    |  |
|           |                    | 賃貸借契約締結以降の経緯を報告させていただいたこと及び     |  |
|           |                    | 令和4年8月8日付け㈱JELLYFISHから発出された「事業内 |  |
|           |                    | 容についてのご報告とお願い」並びに令和4年10月17日付け   |  |
|           |                    | 奥多摩町長から発出された「依頼文書に関する回答」において    |  |
|           |                    | 「承認」した文書を提出するなど、子細なご説明(対応)を尽    |  |
|           |                    | くしておりますので、ご理解をお願いいたします。         |  |
| 継続:令和5年7月 | 旧古里中学校の使用目的である     | 【以上のとおり回答(報告)したところ、左記の監査結果(継    |  |
| 27日例月出納検査 | 「日本語学校」事業について、現在   | 続指摘事項)の報告がなされました。所管課では、以下のとお    |  |
|           | は休校となっており、本来の事業    | り回答(報告)しました。】                   |  |
|           | 効果が見込まれていない。前回も    |                                 |  |
|           | 質問しているが日本語学校事業の    | 当該継続指摘事項に関する報告につきましては、8月7日に     |  |
|           | 再開の目途などを㈱JELLYFISH | 実施されました決算審査時にご説明を申し上げましたが、現状    |  |
|           | に確認し、次回報告願いたい。     | におきましても7月27日の例月出納検査時における8.報告    |  |
|           |                    | ③のとおり「日本語学校」事業につきましては、休止状態にあ    |  |
|           |                    | ります。再開の目途が立たない状況にある中、当分の間は現在    |  |
|           |                    | の OKUTAMA+関連事業を続けさせていただきますが、引き続 |  |
|           |                    | き、国等の動向にも注視しつつ情報取集を行うなど再開に向け    |  |
|           |                    | て努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。        |  |
|           |                    | なお、町といたしましては、決算審査時の松永代表監査委員か    |  |
|           |                    | らのご発言を受け、実情に即した契約内容の見直しを図ってま    |  |
|           |                    | いる所存ですので、重ねてのご理解を賜りますようお願い申し    |  |

|              |                     | 上げます。                            |  |
|--------------|---------------------|----------------------------------|--|
| 令和5年9月21日    | 令和5年度8月の質問事項支出      | 【本件につきましては、令和5年度8月の質問事項支出②「旧     |  |
| 令和5年度8月の質    | ②、OKUTAM+(オクタマプラス)  | 古里中学校理科準備室修繕の内容」の回答後に、左記の監査結     |  |
| 問事項支出②、      | について、実施事業内容を含めて、    | 果 (意見) の報告が、なされました。所管課といたしましては、  |  |
| OKUTAM + (オク | 地域住民の理解を得ることが大事     | 8月7日に実施されました決算審査時の松永代表監査委員か      |  |
| タマプラス) につい   | であり、事業者・事業内容が地域に    | らのご発言を受け、町と㈱JELLYFISH の間で「旧古里中学校 |  |
| て            | 根付くことが出来れば、地域及び     | 校舎等賃貸借契約書に付随する合意書」を令和5年10月13     |  |
|              | 地域住民共に良い関係性を築いて     | 日付けで締結しました。なお、「地域に根付くことが出来れば、    |  |
|              | いけるのではないか。しかしなが     | 地域及び地域住民共に良い関係を築いていけるのではないか」     |  |
|              | ら、先日も夜中に打ち上げ花火な     | のご意見につきましては、地域住民からより深い理解を得られ     |  |
|              | どの問題行動があり、地域でも問     | るよう良好な関係性を構築するとともに、当該施設における火     |  |
|              | 題になった。地域住民は、火災が起    | 気の取り扱いを含め、安全な運営と管理に努めることを合意書     |  |
|              | きることを非常に心配しており、     | にも記載しております。】                     |  |
|              | 火気使用・火気厳禁において本契     |                                  |  |
|              | 約((株)JELLYFISH)と転貸借 |                                  |  |
|              | 契約 OKUTAMA+(オクタマプラ  |                                  |  |
|              | ス)の契約内容に現状の事業内容     |                                  |  |
|              | を照らし合せ、指導する必要があ     |                                  |  |
|              | ると考える。              |                                  |  |

(3)

| 監査実施日 | 野木牡田 (长 | 2位 辛日炊)  | 措置状況等(どのような改善をどの | 今後の対応、スケジュール等(検討・ | 評  | 冮 |
|-------|---------|----------|------------------|-------------------|----|---|
| 監査対象  | 監査結果(指  | 諸 ( 意見等) | 部署がいつから行うのか、対応不可 | 調整、予算化、実施時期等)     | 市十 | 価 |

| 件名        |                    | の場合はその理由)         | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
|-----------|--------------------|-------------------|---|
| 所管課       |                    |                   | 理 由                                       |
| 令和5年4月27日 | 父母の会への運営補助と思われるが、  | 4月24日の例月出納検査において  | )   |
| 令和5年3月分   | 件名は講演会などに補助すると思われ  | 回答したとおり、古里保育園父母の会 |   |
| 古里保育園父母の会 | る内容になっている。また、予算書支出 | の運営を支援するための助成金であ  | )   |
| 助成金の内容及び父 | 費目の細細節名称が支出内容と異なっ  | ることから、指摘を受けた予算書の  |   |
| 母の会を支出先とす | ているので、適正な表記とすべきでは  | 細々節の記載は、令和6年度当初予算 |   |
| る理由       | ないか。               | 書から「保育園父母の会助成金」に修 |   |
| 福祉保健課     |                    | 正する。              |   |

## (4)

| 監査実施日<br>監査対象 |                 | 措置状況等(どのような改善をどの部署が    | 今後の対応、スケジュール等(検討・ | 評                     | 価         |
|---------------|-----------------|------------------------|-------------------|-----------------------|-----------|
| 件名<br>所管課     | 監査結果 (指摘、意見等)   | いつから行うのか、対応不可の場合はその理由) | 調整、予算化、実施時期等)     | (○・ <sub>-</sub><br>理 | △·×)<br>由 |
| 令和5年4月27日     | 支出⑬、移住者のニーズなどを把 | 若者を中心とした移住者検討者にはホー     | 年間1,000件を超える問い合わ  |                       |           |
| 令和5年3月分       | 握して、チラシを配布しているの | ムページを活用し、親世代に折り込みチラ    | せから移住希望者のニーズを把握し  |                       |           |

| 新聞折込広告料の内 | か、チラシを配布する際には、奥 | シで町の住宅募集情報を見てもらうこと    | 配布場所を検討し、限られた予算を有 |  |
|-----------|-----------------|-----------------------|-------------------|--|
| 容及び折込を広告す | 多摩に移住を希望している方が多 | で、住宅購入等を検討している子どもたち   | 効活用に努めます。         |  |
| る理由       | くいる地区に配布するのが有効で | に勧めてもらえるように新聞折込を行い    | また、今年度は広報及びホームページ |  |
|           | あるため、そのようなニーズを把 | ました。より多くの人に町の定住情報を知   | に掲載し町営若者住宅等の応募があ  |  |
| 若者定住推進課   | 握し、広範囲に配布するように改 | ってもらえるように、情報の PR 方法に工 | ったことから新聞折込等の広告は行  |  |
|           | 善されたい。          | 夫を凝らしていきます。           | っておりません。          |  |

#### (5)

| 監査実施日     |            |                                      | 今後の対応、スケ   | 評 価                                       |
|-----------|------------|--------------------------------------|------------|---|
| 監査対象      | 監査結果(指摘、   | 措置状況等(どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の    | ジュール等 (検討・ | <del>百十</del> 1四                          |
| 件名        | 意見等)       | 場合はその理由)                             | 調整、予算化、実施  | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
| 所管課       |            |                                      | 時期等)       | 理 由                                       |
| 令和5年4月27日 | 特産物加工販売施設  | ※担当課確認中として回答                         |            |   |
| 視察時       | に何故カヌー用具が  |                                      |            |   |
| カヌーと特産物加工 | あるのか。カヌーと特 |                                      |            |   |
| 販売施設の関連   | 産物加工販売施設の  |                                      |            | 先ずはカヌ                                     |
| 観光産業課     | 関連は。       |                                      |            | ーセンター                                     |
| 継続:5月25日例 | 4月例月出納検査意  | 〇:令和5年6月22日例月出納監査にて回答済み              |            | が法人設立                                     |
| 月出納検査     | 見とした特産物加工  | 特産物加工販売施設(以下「四季の家」という。)の指定管理者である奥    |            | の準備段階                                     |
|           | 販売施設にカヌー用  | 多摩総合開発株式会社(以下「総合開発」という。)に確認したところ、カ   |            | から必要と                                     |
|           | 具が置いてあること  | ヌー用具を設置している団体は、平成20年度に発足された特定非営利法    |            | なるであろ                                     |
|           | については、現在、担 | 人奥多摩カヌーセンター (以下「カヌーセンター」という。) であり、その |            | う用具の保                                     |
|           | 当課確認中とのこと  | 主な活動は、水と親しみ自然や郷土を愛する心を涵養し、青少年の健全な    |            | 管場所程度                                     |

| であるが特産物加工 | 育成に寄与することを目的として、氷川キャンプ場、氷川渓谷周辺及び白 | は当然にし  |
|-----------|-----------------------------------|--------|
| 販売施設との関連を | 丸湖周辺を活動拠点として町の子ども達を中心にカヌー体験教室などを  | て確保して  |
| 次回報告願いたい。 | 無償で開催しております。                      | おくべきで  |
|           | しかしながら、カヌーセンターは特定非営利法人であり事務所や倉庫等  | あり、その準 |
|           | も保有していないことから、カヌー体験教室に使用する用具の保管場所の | 備不足を無  |
|           | 確保に苦慮しておりました。総合開発は、カヌーセンターに発足当初から | 償提供とい  |
|           | 加盟し事務局として活動をサポートしており、四季の家で未使用の場所で | うかたちで  |
|           | 営業にも支障がなく、また、電気や水道などの光熱水費もかからないこと | 町側が安易  |
|           | から町に相談のうえカヌーセンターの用具保管場所として無償で提供し  | に補うべき  |
|           | ております。                            | ではない。  |

## (6)

| 監査実施日<br>監査対象<br>件名 | · 監査結果 (指摘、意見等)    | 措置状況等(どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由) | 今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等) | 評 (〇・△ | 価<br>\(\daggerightarrow\) |
|---------------------|--------------------|---|---------------------------------|--------|---------------------------|
| 所管課                 |                    | 「日はての母田」                                  |                                 | 理      | 由                         |
| 令和5年5月25日           | 近年の著しい気候変動等にも対応する  | 〇:今後も不測の事態を想定した対応                         |                                 |        |                           |
| 令和5年4月支出分           | べく、また、事業への影響を最小限に抑 | を検討し、都のさかなセンターの指導                         |                                 |        |                           |

| 令和4年度栃寄養魚  | 制するため予防策及び防止策を指導願 | も仰ぎ、各施設との連携も図り経営改 | ) |
|------------|-------------------|-------------------|---|
| 池使用料(返金)の内 | いたい。              | 善をするよう指導を行った。     |   |
| 容を明示       |                   |                   | ) |
| 観光産業課      |                   |                   |   |

## (7)

| 監査実施日<br>監査対象 |                     | 措置状況等(どのような改善をどの              | 今後の対応、スケジュール等(検討・ | 評が    | 価  |
|---------------|---------------------|-------------------------------|-------------------|-------|----|
| 件名            | 監査結果 (指摘、意見等)       | 部署がいつから行うのか、対応不可<br>の場合はその理由) | 調整、予算化、実施時期等)     | (○・△・ | ×) |
| 所管課           |                     | の場合はその理由)                     |                   | 理由    | 3  |
| 令和5年5月25日     | 町ホームページには平成29年度から令  | 指摘を受け速やかに掲載を行った。              | 毎年度、9月議会で決算が認定された |       |    |
|               | 和2年度までの決算書が掲載されている  | なお、令和4年度決算については、決             | 後速やかに掲載を行う。       | ()    |    |
| 決算書のホームペー     | が、令和3年度については、現時点にお  | 算認定後速やかに掲載した。                 |                   |       |    |
| ジ掲載について       | いて未だ掲載されていない。決算認定後、 |                               |                   |       |    |
| 会計室           | 速やかに掲載すること。         |                               |                   |       |    |

## (8)

| 監査実施日     |                       |                           | 今後の対応、スケ | 評    | 価   |
|-----------|-----------------------|---------------------------|----------|------|-----|
| 監査対象      | 既太妹田 (长栋 辛目筮)         | 措置状況等(どのような改善をどの部署がいつから行  | ジュール等(検  | 計    | ΊЩ  |
| 件名        | 監査結果 (指摘、意見等)         | うのか、対応不可の場合はその理由)         | 討・調整、予算  | (○・△ | •×) |
| 所管課       |                       |                           | 化、実施時期等) | 理    | 由   |
| 令和5年6月22日 | 令和4年度支出①委託業者は指名による    | 【本件に関して、所管課では当初、以下のとおり回答し |          |      |     |
| 令和5年5月分   | プロポーザル (企画競争) 方式により決定 | ました。】                     |          |      |     |

奥多摩町庁舎建設基 本計画策定支援業務 委託の内容

企画財政課

されていることから、指名競争入札のよう に詳細な契約結果は公表されていない。こ く不透明であり不適切である。業者を指名 の基準や契約締結にいたる経過が分かる | ように公表するべきである。また、庁舎建 設は多くの住民が関心を持つ重要な事業 │ ○履行期限 令和5年3月20日 であることから、次の段階では、プロポー ザル方式の評価者には内部組織職員だけ | に加えるよう改善をすること。上記を踏ま | するとともに、今後の進め方を次回報告す ること。

本件は、庁舎建設に係る基本構想(基本的な考え方) のプロポーザル方式には規定がなく、募集 ┃を踏まえ、具体的な課題や必要な機能、事業全体の方針 方法等の公表もされていなく、結果のみで「などについて、町民並びに奥多摩町庁舎建設委員会等 監査しなければならないので、監査委員の ┃ の意見を聴取・反映しながら、調査・検討し、設計の前 立場としては、監査すべき内容がわからな │ 提となる条件等を整理したうえで、庁舎の位置や規模、 概算事業費、建設スケジュールなどを盛り込んだ基本 して行うプロポーザル方式であれば、選定 計画を策定するために必要な支援等を委託したもので

- ○契約日 令和4年10月21日
- ○業務概要 广舎建設基本計画策定支援業務 1式 (主な業務内容)庁舎規模の算定、配置計画、構造計画、 ではなく、専門的知識を有した人材を委員 | 設備計画、概算事業費の算出、事業手法、事業スケジュ ール、庁舎建設に関する課題等の整理、会議(庁舎建設 え、今回のプロポーザル方式の基準を提出 | 委員会や職場環境検討委員会、その他会議) 等における 運営支援、成果品の作成など
  - ○成果品 「奥多摩町庁舎建設基本計画」150部(A 4 縦型左綴じ製本・カラー刷り)

「奥多摩町役場庁舎建設基本構想」 150部(A4 縦型左綴じ製本・カラー刷り)

基本設計業務委託仕様書4部 (A4

縦型左綴じ製本)

電子データ 1式



判断の妥 当性向上 には、先ず 選定され る外部有 識者の選 定につい てもその 方のどの ような専 門性に着 目して登 用したと いう理由 を明らか にすべき であると 考える。

【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果(指摘事項)の報告がなされました。所管課では、以下のとおり回答しました。】

奥多摩町庁舎建設基本計画策定支援業務委託については、価格のみならず庁舎建設整備の考え方や基本計画策定までのマネジメント方法等について、総合的に評価して委託業者を選定するため、指名競争入札方式でなく、指名型プロポーザル方式により委託業者を選定しました。

指摘事項にあります「プロポーザル方式の基準を提出」については、本プロポーザルの実施にあたり整備した実施要領や評価基準書並びに提案選定要綱等について、別紙のとおり提出しますので、ご理解をお願いいたします。

同じく指摘事項にあります「今後の進め方」につきましては、指名型プロポーザルの実施にあたり、当該業務内容の専門性に応じて、行政内部の委員だけではなく、外部の有識者等を登用することで、判断の妥当性が向上するとともに、客観性や透明性が高まることも期待できるため、幅広い見地を有する外部委員の活用を検討してまいります。また、プロポーザルの審査結果や履行期間、契約金額等につきましては、引き続き町ホームページにより公表してまいります。

| 継続:令和5年7月 | 令和4年度5月分支出①、奥多摩町庁舎建 | 【以上のとおり回答(報告)したところ、左記の監査結 |  |
|-----------|---------------------|---------------------------|--|
| 27日例月出納検査 | 設基本計画策定支援業務委託の基準(要  | 果(指摘事項)の報告がなされました。所管課といたし |  |
|           | 領・要綱)は、8月に策定しているにも関 | ましては、令和5年9月に契約締結した「奥多摩町庁舎 |  |
|           | わらず、9月から行われた庁舎建設委員会 | 建設基本・実施設計業務委託」において、ご指摘いただ |  |
|           | に示されず、また外部に公表もせず、どの | いた内容を考慮しながら、事務手続き等を行いまし   |  |
|           | ような事業者がどのような基準において  | た。】                       |  |
|           | 選定されたか不明であり、さらにプロポー |                           |  |
|           | ザル方式は職員のみで審査しているため、 |                           |  |
|           | 公正な指名型プロポーザル方式か疑われ  |                           |  |
|           | る。このようなことから、指名型プローポ |                           |  |
|           | ーザル方式で行う場合は、事前に基準を公 |                           |  |
|           | 表するとともに、提案された事業者の結果 |                           |  |
|           | を入札結果と同様に公表すること。また、 |                           |  |
|           | 庁舎建設のように建設規模(建設費用)が |                           |  |
|           | 大きい事業では、指名型プロポーザルでは |                           |  |
|           | なく、公募型プロポーザル方式が望ましい |                           |  |
|           | が、特別な理由により指名型プロポーザル |                           |  |
|           | で実施する場合は、指名型プロポーザルに |                           |  |
|           | する理由を付し、住民の代表など職員以外 |                           |  |
|           | の委員を審査委員に入れること。     |                           |  |
| 令和5年9月21日 | 監査及び検査を実施した結果、奥多摩町庁 | 【本件に関して、所管課では当初、以下のとおり回答し |  |
| 検査分       | 舎建設設計者選定委員報償を支出してい  | ました。】                     |  |
| 奥多摩町庁舎建設設 | るが、奥多摩町庁舎建設設計者選定要綱  | 奥多摩町庁舎建設基本・実施設計業務委託の発注に   |  |
| 計者選定委員報償の | (令和5年8月1日要綱第19号)には、 | あたっては、指名型プロポーザル方式により実施しま  |  |

| 内容と根拠を明示 | 委員の選定については根拠が示されてお       | したが、参加事業者の技術提案やプレゼンテーション     |  |
|----------|--------------------------|------------------------------|--|
|          | らず、不明確である。また、6月及び7月      | 等の審査については、「奥多摩町庁舎建設設計者選定委    |  |
|          | の随時監査及び例月出納検査においても、      | 員」により採点評価を行い、受託事業者を選定しまし     |  |
|          | 「根拠の明確化と今後実施するプロポー       | た。本件は、奥多摩町庁舎建設設計者選定委員で外部有    |  |
|          | ザルでは公募型プロポーザルが望ましく、      | 識者委員である松本祐一氏に対し報償費を支出したも     |  |
|          | 特別な理由により指名型プロポーザルで       | のです。                         |  |
|          | 実施する場合は、理由を付し、住民の代表      | (委員報償)                       |  |
|          | など職員以外の委員を審査に入れること」      | 外部委員(松本祐一委員): @ 5, 000円×1名×1 |  |
|          | と指摘している。今回の説明資料による       | 回=5,000円                     |  |
|          | と、複数年契約で93,530,000円(税込み) | 【以上のとおり回答(報告)したところ、左記の監査結    |  |
|          | と金額も高額であるにも関わらず、委員の      | 果 (指摘事項) の報告がなされました。所管課といたし  |  |
|          | 選定根拠が不明確で外部委員も1人と少       | ましては、今回も他自治体の事例等を参考にしながら     |  |
|          | 人数である。指名型プロポーザル方式で行      | 慎重に事務手続き等を進めましたが、類似の案件があ     |  |
|          | う場合は、住民等から誤解を受けないよう      | りました際には、ご指摘いただいた内容も考慮しつつ     |  |
|          | にしなければならないので、このような方      | 進めてまいります。】                   |  |
|          | 法は不適切であるので今後改善すること。      |                              |  |

#### (9)

| 監査実施日     | \$P************************************ | 措置状況等(どのような改善をどの部        | 今後の対応、スケジュール等(検討・ | 評           | 価                 |
|-----------|---|--------------------------|-------------------|-------------|-------------------|
| 件名        | 監査結果 (指摘、意見等)                           | 署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由) | 調整、予算化、実施時期等)     | (() • \( \) | $7 \cdot \times)$ |
| 所管課       |   | 日はての産田)                  |                   | 理           | 由                 |
| 令和5年6月22日 | 令和4年度支出⑪債権者が同じであっ                       | 学務係で令和 5 年度分より、別々に       | 12月に公定価格の改定があり、   |             |                   |
| 令和5年5月分   | ても、毎月の支払額分と改定による差                       | 支出伝票を起票する。               | 10月から3月分についてはこれから |             |                   |

| 四恩幼稚園運営費  | 額支給分があった場合、支払内容を可 | 支払いを行い、差額分は別伝票を起票。 |  |
|-----------|-------------------|--------------------|--|
| (令和4年10月~ | 視化できるように別々に支出伝票を起 |                    |  |
| 令和5年3月分、差 | 票するように改善すること。     |                    |  |
| 額分)の差額分の内 |                   |                    |  |
| 容を明示      |                   |                    |  |
| 教育課       |                   |                    |  |

#### (10)

| 監査実施日     |                    |                           | 今後の対応、スケ  | 評価  |
|-----------|--------------------|---------------------------|-----------|---|
| 監査対象      | 欧木红田 (松松 辛目烷)      | 措置状況等(どのような改善をどの部署がいつから行う | ジュール等(検   | <del>БТ</del> 1Щ                          |
| 件名        | 監査結果 (指摘、意見等)      | のか、対応不可の場合はその理由)          | 討・調整、予算   | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
| 所管課       |                    |                           | 化、実施時期等)  | 理由  |
| 令和5年6月22日 | 令和5年度支出⑩質問の回答に「一部の | 設計段階では、点検口から目視できず開口しなければ確 |           |   |
| 令和5年5月分   | 配管が当初設計の指定箇所を通せないこ | 認できない箇所で施工時に判明しました。また、過去の |           |   |
| 病院空調設備改修工 | とが判明した」とあるが、当初設計時の | 竣工図面にも記載されておらず設計業者の責任はないと |           |   |
| 事追加設計委託の内 | 確認漏れによる追加設計とも考えられる | 考えています                    |           |   |
| 容を明示      | のではないか。追加設計となった内容を |                           |           |   |
| 奥多摩病院     | 確認及び精査するべきであり、業者側の |                           |           |   |
|           | 責任は発生しないのか。その結果を次回 |                           |           |   |
|           | 報告願いたい。            |                           |           |   |
| 継続:令和5年7月 | 令和5年度5月分支出⑩、病院空調設備 | 今回の事例は、簡易な工事の実施時に完了時の図面を整 | 8月16日に回答書 |   |
| 27日例月出納検査 | 改修工事追加設計委託について、町側の | 備していないか、図面を整備したが当初設計図と別に保 | を提出し対応    |   |
|           | 書類等の不備がなければ新たに費用が発 | 管していた等の原因が考えられます。         |           |   |

| 生す  | つることはないと思われる。このよう | 今後は改修工事等を実施した際に、軽微なものであって |  |
|-----|-------------------|---------------------------|--|
| なこ  | とから、今後そのようなことが起こ  | も必ず完了図面を作成するとともに、当初の竣工図と併 |  |
| らなり | いように再発防止策を作成し報告す  | せて保管することで、設計時に想定外の配管・配線等が |  |
| るこ  | こと。               | 無いよう対策します。                |  |

# (11)

| 監査実施日<br>監査対象<br>件名 | 監査結果 (指摘、意見等)      | 措置状況 (どのような改善をどの部署がいつから<br>行うのか、対応不可の場合はその理由) | 今後の対応、スケジュー<br>ル等(検討・調整、予算 | 評 価 (○·△·×) |
|---------------------|--------------------|---|----------------------------|-------------|
| 所管課                 |                    |   | 化、実施時期等)                   | 理由          |
| 令和5年6月22日           | 令和4年度収入②質問の回答について  | 町が売店の売り上げを通帳管理するのではなく、                        |                            |             |
| 令和5年5月分             | は、会計管理者より再度詳細を確認し、 | キャンプ場売店を管理する(一財)小河内振興財団                       |                            |             |
| 令和4年度キャンプ           | 報告するとの申し出があったため、次回 | により行う事を提案いたしましたが、再度不明瞭                        |                            |             |
| 場売店売上金の内容           | 詳細を報告すること。         | のことであり、見直しの後報告することとなる。                        |                            |             |
| ~入金する理由             |                    |   |                            |             |
| 観光産業課               |                    |   |                            |             |
| 継続:令和5年7月           | 令和4年度5月分収入②、山のふるさと | 令和4年度分の売上金については、通帳で管理し、                       | 山のふるさと村特別会計                |             |
| 27日例月出納検査           | 村キャンプ場売店の売り上げ金につい  | 年度末に仕入れ分を残し、一括納入しておりまし                        | 需用費より売店の仕入れ                |             |
|                     | て、普段は通帳で管理を行い年度末に1 | たが、令和5年9月定例議会にて補正予算の承認                        | をし、売上金の収入は毎                |             |
|                     | 回、収入総額から物品購入等の必要経費 | をいただき、仕入れについては山のふるさと村特                        | 月町が収入することとす                |             |
|                     | を除いた残額(一万円未満切り捨て)を | 別会計の需用費より支出し、毎月の売り上げ金は                        | る。                         |             |
|                     | 納入しているとのことであるが、運用が | 町が直接収納することとで明朗化を図りました。                        | また、令和6年度当初予                |             |
|                     | 現時点で不透明なため、通帳を含めた今 | なお、これまで使用した通帳残額はすべて町が収                        | 算においても                     |             |

| 後の売り上げ金管理方法及び取扱いにつ  | 納した後通帳は解約しております。 | 需用費に仕入分を設け、 |  |
|---------------------|------------------|-------------|--|
| いて、改善すること。また、令和4年度分 |                  | 予算による収支管理を行 |  |
| の処理方法を明確にし、今後の改善策を  |                  | うこととし、会計の明朗 |  |
| 提出すること。             |                  | 化に努めます。     |  |

## (12)

| 監査実施日         |            |            | 措置状況等(どのような改善をどの | 今後の対応、スケジュール                    | 評   | 価                         |
|---------------|------------|------------|------------------|---------------------------------|-----|---------------------------|
| 監査対象          | 監査結果(指     | f摘、意見等)    | 部署がいつから行うのか、対応不可 |                                 | 計   | ΊЩ                        |
| 件名            | 監          | 1個、息兄寺/    | の場合はその理由)        | 寺(快刊・調登、 1´昇化、<br> <br>  実施時期等) | ()• | $\triangle \cdot \times)$ |
| 所管課           |            |            | の場合はその理由)        | 关肥时别守/<br>                      | 理   | 由                         |
| 令和5年6月22日     | 令和5年度支出⑧・⑨ | 複数ある新聞社の中  | 購読契約している町内新聞店に確認 | 6年度よりに年度毎に新聞                    |     | _                         |
| 令和5年5月分       | から長期間にわたり  | 1 社に限定し購読し | したところ、複数ある新聞社の切替 | 社を変更し購読する。                      |     |                           |
| ⑧朝日新聞年間購読料の内容 | ているのは不適切であ | つる。購読新聞を1社 | は可能であると確認できたため、各 |                                 | `   |                           |
| ⑨朝日中高生新聞ほか年間購 | に固定する場合、理由 | 1を明確にし、評価す | 学校に変更を依頼する。      |                                 |     |                           |
| 読料の内容         | ること、また、毎年度 | こ、購読する新聞の内 |                  |                                 |     |                           |
| 教育課           | 容について検証するこ | ことが必要である。  |                  |                                 |     |                           |

## (13)

| 監査実施日<br>監査対象<br>件名 | 監査結果 (指摘、意見等)          | 措置状況等(どのような改善を<br>どの部署がいつから行うのか、<br>対応不可の場合はその理由) | 今後の対応、スケジュール等<br>(検討・調整、予算化、実施時<br>期等) | 評 (○・△ | 価<br>\(\daggerightarrow\) |
|---------------------|------------------------|---|--|--------|---------------------------|
| 所管課                 |                        | 对心小司(分易百(450))建田)                                 | <del>刘</del> 寸/                        | 理      | 由                         |
| 令和5年7月27日           | 団員訓練指導のお礼として東京都消防訓練所及び | ご指摘のとおり、東京都消防訓練                                   | 今後は、職務として訓練指導等                         |        |                           |
| 令和5年6月分             | 公益財団法人東京防災救急協会への手土産を購入 | 所及び公益財団法人東京防災救                                    | に来られる方には、手土産等を                         |        |                           |

| 菓子折の購入理由を | するための支出をしているが、対価が支払われる職 | 急協会への手土産を購入し、渡す | 渡さないことに改めさせていた |  |
|-----------|-------------------------|-----------------|----------------|--|
| 明示        | 務として来ている場合の手土産の必要性について  | ことは必要性がないと判断しま  | だきます。          |  |
| 総務課       | 近隣自治体の状況含め次回報告願いたい。     | した。             |                |  |
|           |                         |                 |                |  |
|           |                         |                 |                |  |

## (14)

| 監査実施日     |                |                                | 今後の対応、スケジ | 評 価                                       |
|-----------|----------------|--------------------------------|-----------|---|
| 監査対象      | 監査結果 (指摘、意見    | 措置状況等(どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対  | ュール等(検討・調 | <del>БТ</del> 1Щ                          |
| 件名        | 等)             | 応不可の場合はその理由)                   | 整、予算化、実施時 | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
| 所管課       |                |                                | 期等)       | 理由  |
| 令和5年7月27日 | 医師住宅における冷蔵庫(備  | 奥多摩病院では大氷川医師住宅の他、南氷川医師住宅・寸庭医師住 |           |   |
| 令和5年6月分   | 品) 購入について、町内に複 | 宅・小留浦医師住宅を有しており、大氷川医師住宅、小留浦医師住 |           |   |
| 医師住宅用冷蔵庫購 | 数ある医師住宅についても   | 宅につきましては東京都医師派遣事業の医師、専門研修医や週末の |           |   |
| 入費を奥多摩町で負 | 同様の扱いとなっているの   | 宿日直医師など短期の入居を前提としているため、奥多摩病院で冷 |           |   |
| 担する理由を明示  | か次回報告願いたい。     | 蔵庫を購入しております。南氷川医師住宅、寸庭医師住宅につきま |           |   |
| 奥多摩病院     |                | しては、奥多摩病院採用医師等の入居を前提としているため入居者 |           |   |
|           |                | に冷蔵庫を用意していただいております             |           |   |

# (15)

| 監査実施日 |               |                                    |                   | 評価  |
|-------|---------------|------------------------------------|-------------------|---|
| 監査対象  | 監査結果 (指摘、意見等) | 措置状況等(どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場 | 今後の対応、スケシュール等(検討・ | 計 加                                       |
| 件名    | 监查和未 (相摘、总允寺) | 者がいつから11月のか、対応不可の場合はその理由)          | 調整、予算化、実施時期等)     | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
| 所管課   |               | 「日はて の座田)                          |                   | 理 由                                       |

| 令和5年7月27日 | 古里小学校の交付金使途について、学 | 古里小学校へ確認したところ、カラー | 令和6年度は、交付申請提出する際に、 |  |
|-----------|-------------------|-------------------|--------------------|--|
| 令和5年6月分   | 力向上のためのカラープリンタートナ | プリンタートナー等の消耗品の使途に | 交付金の使途について詳細に記載する  |  |
| 基礎学力を育む学校 | 一等が含まれているが、カラープリン | ついては、学校独自に作成したカラー | よう指示を行う。           |  |
| づくり交付金(古里 | タートナー等の消耗品を「基礎学力を | で見やすい基礎学力を育むための教材 |                    |  |
| 小学校)の使途   | 育む学校づくり交付金」の使途にする | や課題プリントの印刷に使用。    |                    |  |
|           | 理由を明確にすることが必要と思われ |                   |                    |  |
| 教育課       | る。                |                   |                    |  |

#### (16)

| 監査実施日                                   |   |  | 今後の対応、スケ | 評 価                                       |
|---|---|--|----------|---|
| 監査対象                                    | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 措置状況等(どのような改善をどの部署がいつから行うの   | ジュール等(検  | 計 加                                       |
| 件名                                      | 監査和末 (預摘、总允寺)<br>   | か、対応不可の場合はその理由)  | 討・調整、予算  | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
| 所管課                                     |   |  | 化、実施時期等) | 理由  |
| 令和5年8月24日                               | 氷川地内町有地防草シート等設置   | 【本件に関して、所管課では当初、以下のとおり回答しまし  |          |   |
| 令和5年7月分<br>氷川地内町有地防草<br>シート等設置工事の<br>内容 | 工事について、回答資料として提示された工事着工前・着工後の工事写真からでは工事件名の防草シート等設置工事との整合性を判断できかねるため、工事件名と工事 | 草木が繁茂し隣家の敷地内に侵入してしまう恐れがあるため、<br>防草シート等設置工事を実施したものです。   |          |   |
| 企画財政課                                   | 内容の整合性が図れるように防草<br>シート埋設状況がわかるよう途中<br>経過の写真を含め、工事写真記録<br>について整備するよう改善するこ    | <ul><li>○契約日 令和5年6月20日</li><li>○工期 令和5年6月21日から令和5年6月27日まで</li><li>○工事内容 防草シート等設置工事 1.0式(防草シート設</li></ul> |          |   |

| と。また、確認資料として工事写真 | 【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果(指摘事項) |  |
|------------------|------------------------------|--|
| 帳も提出されていることから写真  | の報告がなされました。所管課といたしましては、ご指摘の内 |  |
| 内容については担当課が責任をも  | 容を踏まえ、工事写真記録等について責任をもって確認してお |  |
| って確認すること。        | ります。】                        |  |

# (17)

| 監査実施日       |                     |                           | 今後の対応、スケジュ               | 評価  |
|-------------|---------------------|---------------------------|--------------------------|---|
| 監査対象        | 以本外田 (松松 卒日然)       | 措置状況等(どのような改善をどの部署がいつから   |                          |   |
| 件名          | 上 監査結果 (指摘、意見等)<br> | 行うのか、対応不可の場合はその理由)        | ール等(検討・調整、<br>予算化、実施時期等) | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
| 所管課         |                     |                           | [ ] 异化、天旭时期寺/            | 理由  |
| 令和5年8月24日   | 支出⑤(支出科目誤りに伴う振替の内   | 【福祉保健課】                   | いずれの項目も事務                |   |
| 令和5年7月分     | 容)、支出⑦(トナー購入がマイナス表  | 福祉保健課においては、同一の会計年度任用職員の報  | 処理における確認不足               | $  \ \ \ \ \ \ \  $                       |
| 支出⑤ (支出科目誤  | 示されている理由)、支出⑧ (会計年度 | 酬が、事業によって支出科目が異なることが多いこと  | によるものであり、今後              |   |
| りに伴う振替の内    | 任用職員報酬(健康運動指導士4月分)  | から、例月出納検査での指摘を受け、伝票の決裁の際、 | はチェックによる再発               | チェック                                      |
| 容)、支出⑦(トナー  | がマイナス表示されている理由)、支出  | 担当係長及び課長のダブルチェックを徹底している。  | 防止に努めるよう、職員              | による再                                      |
| 購入がマイナス表示   | ⑩(ブックスタンド購入がマイナス表   |                           | に指導を徹底する。                | 発防止に                                      |
| されている理由)、支  | 示されている理由)以上4件が支出振   | 支出⑩ブックスタンド等事務用品については、節1   |                          | 努めると                                      |
| 出⑧(会計年度任用   | 替を行っており、いずれの項目につい   | 0 需用費、細節消耗品費にて支出処理しなければなら |                          | あるが、よ                                     |
| 職員報酬(健康運動   | ても事務処理における確認不足による   | ないところ、誤って節12委託料にて支出処理を行っ  |                          | り更に具                                      |
| 指導士4月分)がマ   | ものが多く見受けられた。チェックに   | てしまったため、本来の支出科目である節10需用   |                          | 体的なチ                                      |
| イナス表示されてい   | よる再発防止に努め、全職員に指導を   | 費、細節消耗品費に振替を行ったことによるマイナス  |                          | ェック機                                      |
| る理由)、支出⑩ (ブ | 図ること。               | 表示となります。                  |                          | 能を構築                                      |
| ックスタンド購入が   |                     |                           |                          | すべきで                                      |

| イナス表示されて |
|----------|
| る理由)     |
| 総務課・福祉保健 |
| 課・観光産業課  |

## (18)

| 監査実施日     |            |                                    | 今後の対応、スケ | 評価  |
|-----------|------------|------------------------------------|----------|---|
| 監査対象      | 監査結果(指摘、   | 措置状況等(どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の  | ジュール等(検  | 百 <del>千</del> 1四                         |
| 件名        | 意見等)       | 場合はその理由)                           | 討・調整、予算  | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
| 所管課       |            |                                    | 化、実施時期等) | 理由  |
| 令和5年8月24日 | 旧古里中学校理科準  | 【本件に関して、所管課では当初、以下のとおり回答しました。】     |          |   |
| 令和5年7月分   | 備室修繕の内容につ  | 本件は、令和5年3月20日に発生した旧古里中学校理科準備室におけ   |          |   |
| 旧古里中学校理科準 | いて、町が修繕費用を | る火災に伴う修繕です。修繕内容といたしましては、焼損した床、壁の補  |          |   |
| 備室修繕の内容   | 負担している。令和5 | 修や、ガラスの交換等を実施したものであり、6月22日の例月出納検査  |          |   |
| 企画財政課     | 年3月に起きた火災  | に伴う現地調査時にご説明し、ご確認いただいたものです。        |          |   |
|           | により、町加入の建物 | ○修繕箇所 奥多摩町川井594番地 旧古里中学校理科準備室      |          |   |
|           | 災害共済金が支払わ  | ○契約日 令和5年5月12日                     |          |   |
|           | れることとなってい  | ○期間 令和5年5月15日から令和5年6月30日まで         |          |   |
|           | るとのことである。  | ○修繕内容 床補修(研磨、塗装)、 壁塗装、ガラス交換、電気設備修繕 |          |   |
|           | 「当該建物は町所有  | なお、当該費用につきましては、一般社団法人全国自治協会の建物災害   |          |   |
|           | の建物であり町有建  | 共済金により、補填される予定です。                  |          |   |
|           | 物は当該保険に加入  | 【以上のとおり回答したところ、左記の監査結果(確認事項)の報告がな  |          |   |
|           | しなければならない  | されました。所管課では、以下のとおり回答しました。】         |          |   |

とされていること、保 険加入者は町でなけ | ればならないとの理 入できない仕組みと なっているため、町が 加入者とはなるもの の、保険料は (株)JELLYFISH が負 担している。」と説明 されたが、建物共済金 が全(満)額支払われ (不足) 分はどうする のか、誰の負担となる いたい。

とされていること、保 建物災害共済金の内容については、令和5年3月20日に発生した旧古 険加入者は町でなけ 里中学校理科準備室における火災に伴い、焼損した箇所の修繕を行いましればならないとの理 たが、当該収入は、町が加入している一般社団法人全国自治協会の建物災 由から一般団体は加 害共済金から補填されたものです。

建物災害共済金については、下記の方法で算出されます。

認定損害額491,613円×(共済責任額439,790千円[※1] /再調達価額564,484千円[※2])= 共済金 383,016円

[※1] 共済責任額(建築当初の建築額を基に町が設定した金額。)

「※2] 再調達価額(建築当初の建築額に物価指数を掛けたもの。)

が全(満)額支払われ 修繕に掛かった費用は517,000円でありましたが、焼損した家具 なかった場合は、差額 等の撤去費用は認定損害額の対象外となるため、上記の算出方法により認 定された共済金は383,016円となりました。差額の133,984 円については、旧古里中学校校舎等の借主である株式会社JELLYFI SHが補填いたしますが、これは、町と株式会社JELLYFISHとの はつになっているの 間で締結している「旧古里中学校校舎等賃貸借契約書」の第12条におい て、「乙(株式会社JELLYFISH)が本物件をその責めに帰すべき理 由によって毀損した場合の必要な修理は、甲(町)の指示に従い、その費用 負担においてこれを行うものとする。甲に損害のある時は、これの賠償す る責任を負うものとする。」としております。

このため、修繕費用と建物災害共済金の差額分については、株式会社JE LLYFISHが負担することといたしました。

なお、旧古里中学校校舎等に係る建物災害共済保険料については、株式 会社JELLYFISHが負担しており、毎年度、実費徴収金として町に

| 納入しております。                         |  |
|-----------------------------------|--|
| 以上より、修繕費用につきましては、建物災害共済の規定により、町が  |  |
| 一旦、全額を支出いたしましたが、その財源は、建物災害共済金及び株式 |  |
| 会社JELLYFISHにより賄われ、最終的には、町の負担額はありま |  |
| せんので、ご理解をお願いいたします。                |  |

#### (19)

| 監査実施日     |                       |                      | 今後の対応、スケジュー                             | 評価  |
|-----------|-----------------------|----------------------|---|---|
| 監査対象      | 医大体用 (松林 英月放)         |                      | , | <del>йт</del> 1Щ                          |
| 件名        | 監査結果 (指摘、意見等)         | がいつから行うのか、対応不可の場合は   | ル等(検討・調整、予算                             | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
| 所管課       |                       | その理由)                | 化、実施時期等)                                | 理由  |
| 令和5年8月24日 | 8月分外国語青年招致事業指導助手報酬につ  | 外国語青年招致事業(JET プログラム) | 令和5年8月6日退職に                             |   |
| 令和5年7月分   | いて、8月分を7月中に支払う理由として、奥 | の任用期間が8月5日までであり、7月   | より令和5年分の支払い                             |   |
| 8月分外国語青年招 | 多摩町会計年度任用職員制度の運用に関する  | 31日から8月4日の間は夏季休暇を    | 終了。                                     |   |
| 致事業指導助手報酬 | 内規に基づき特例的に処理したものとの回答  | 取得。口座の解約と8月7日に帰国を控   | また、外国語指導助手につ                            |   |
| ~なぜ8月分を支払 | であるが、会計年度任用職員の給与の支給は、 | えていたため、条例・規則に規定する支   | いては令和5年9月より                             |   |
| うのか       | 奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する  | 給日に受領することができず、奥多摩町   | 奥多摩町会計年度任用職                             |   |
| 教育課       | 条例施行規則第10条により前月分を翌月1  | 会計年度任用職員制度の運用に関する    | 員から業務委託契約に変                             |   |
|           | 5日に支給するとされていることから、根拠と | 内規に基づき、支給を行ったものです。   | 更となった為、今後このよ                            |   |
|           | している当該内規を次回提出し、担当課から説 | なお、根拠となる内規を提出し対応済み   | うな支払いは発生しない。                            |   |
|           | 明願いたい。                |                      |   |   |

#### (20)

| 監査実施日     |                          |                      | 今後の対応、スケ  |   |
|-----------|--------------------------|----------------------|-----------|---|
| 監査対象      |                          | 措置状況等(どのような改善をどの部署がい | ジュール等(検   | 評 価                                       |
| 件名        | 監査結果 (指摘、意見等)            | つから行うのか、対応不可の場合はその理  | 討・調整、予算   | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
| 所管課       |                          | 由)                   | 化、実施時期等)  | 理由  |
| 令和5年8月24日 | 決算審査時に、役場機構組織・職員配置表を拝見し  | 令和5年9月21日の例月出納検査時に、  |           |   |
| 令和5年7月分   | ている。同課内に4年以上にわたる長期滞留職員が  | 人事異動方針及び令和5年4月1日時点の在 |           |   |
| 決算審査時確認事項 | 在席している場合、不正の温床に繋がる危険及び不  | 課年数4年以上の職員リストを提出した。  |           |   |
| 役場機構組織・職員 | 正に繋がること可能性が懸念される。監査において  |                      |           |   |
| 配置について    | 不正の未然防止の観点から、令和5年8月末日現   |                      |           |   |
| 総務課       | 在、4年以上の同課内における長期滞留職員リスト  |                      |           |   |
|           | 及び人事異動基準を併せて次回提示願いたい。    |                      |           |   |
| 令和5年9月21日 | 決算審査において、各課の職員の状況を伺っての意  | 人事異動方針の主な考え方は、多様化する  | 専門的な分野で   |   |
| 決算審査において、 | 見であるが、4年以上の長期滞留職員について、現  | 行政課題に的確に対応できる職員の育成を基 | 長期となるなどの  |   |
| 各課の職員の状況  | 金の取り扱いだけに限ることなく、大きな金額(事  | 本とし、多くの職場を経験させることで自己 | 特別な職員は残る  |   |
|           | 業) が絡む担当課など、長期滞留することによって | 啓発を促し、脂質の向上を図るため、在職3 | が、今後も人事異動 |   |
|           | 相手先とも馴れ合いになってしまうことが考えら   | 年を基準として異動を実施している。    | 方針に沿って、職員 |   |
|           | れ、不正の温床となる可能性がある。公平公正の観  | リストのうち、課内異動により同課の経験  | 資質の向上を図る  |   |
|           | 点からも、原則、定期的に異動させることが望まし  | が長くなっている者、土木等専門的な経験が | ため人事異動を進  |   |
|           | いが、事務運営が円滑に行われるよう、また、住民  | 必要な者、休暇取得により対象から外さざる | めたい。      |   |
|           | サービスの低下に繋がらないよう配慮が必要であ   | 得ない者等、課での経験が長くなっている職 |           |   |
|           | る。定期的に異動し、多くの経験を積むことは、職  | 員がいる要因である。           |           |   |
|           | 員の資質向上にも繋がると考える。         |                      |           |   |

# (21)

| 監査実施日<br>監査対象 | DY 本外田 (松松 辛日然)      | 措置状況等(どのような改善をどの部        | 今後の対応、スケジュール等(検討・ | 評 価                                       |
|---------------|----------------------|--------------------------|-------------------|---|
| 件名            | 性性 監査結果 (指摘、意見等)<br> | 署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由) | 調整、予算化、実施時期等)     | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
| 所管課           |                      | 日はての産用)                  |                   | 理 由                                       |
| 令和5年9月21日     | 庁用バス運転および管理委託料の支出    | 担当課・係同士で連絡を密にし、再発        | 左記のとおり対応してまいります。  |   |
| 令和5年8月分       | については、担当課同士で連絡を密に    | 防止に努めます。                 |                   |   |
| 庁用バス運転および     | し、ミスの再発防止を図ること。      |                          |                   |   |
| 管理委託料(7月分)    |                      |                          |                   |   |
| 氷川小プール送迎 5    |                      |                          |                   |   |
| 回分がマイナス表示     |                      |                          |                   |   |
| されている理由を明     |                      |                          |                   |   |
| 示             |                      |                          |                   |   |
| 総務課           |                      |                          |                   |   |

## (22)

| 監査実施日<br>監査対象 | 監査結果 (指摘、意見等)      | 措置状況等(どのような改善をどの<br>部署がいつから行うのか、対応不可 | 今後の対応、スケジュール等(検 | 評 価                                       |
|---------------|--------------------|--------------------------------------|-----------------|---|
| 件名            | 血且加水 (旧順、忘儿母)      | の場合はその理由)                            | 討・調整、予算化、実施時期等) | $(\bigcirc \cdot \triangle \cdot \times)$ |
| 所管課           |                    | シーク の 日 (は この 柱田)                    |                 | 理 由                                       |
| 令和5年9月21日     | 非課税世帯臨時特別給付金について、同 | 当該給付金は国の経済対策を受け、                     |                 |   |

| 令和5年8月分    | 請から支給金を受け取るまでの間に対象 | 町で実施しており、今後も同様に給 |  |
|------------|--------------------|------------------|--|
| 非課税世帯臨時特別給 | 者が死亡した際、支給基準がいつである | 付金の支給がある際には、支給基準 |  |
| 付金がマイナス表示さ | かによっては遺族に相続する場合も考え | について、町要綱で規定するほか、 |  |
| れている理由を明示  | られることから支給基準を要綱で確認願 | 国の通知に準拠し対応する。    |  |
| 福祉保健課      | いたい。               |                  |  |

## (23)

| 監査実施日<br>監査対象 | 監査結果 (指摘、意見 | 措置状況等(どのような改善をどの部署<br>がいつから行うのか、対応不可の場合は | 今後の対応、スケジュール等(検討・調整、  | 評 価    |   |
|---------------|-------------|--|-----------------------|--------|---|
| 件名            | 等)          | その理由)                                    | 予算化、実施時期等)            | (○•△•× | ) |
| 所管課           |             | (少在山)                                    |                       | 理 由    |   |
| 令和5年9月21日     | 事業終了後は収支報告や | 教育課社会教育係において、OKUTA                       | 芸術関係の分野については、事業効果の検証  |        |   |
| 令和5年8月分       | 実績報告等で事業効果を | MAアートフェスティバルの事務局であ                       | が難しいところがありますが、おくてん実行  |        |   |
| 令和5年度アートフェ    | 検証すること。     | るおくてん実行委員会に事業終了後、事                       | 委員会の総会が翌年度の4月もしくは5月に  |        |   |
| スティバル事業補助金    |             | 業効果についても今後検証する必要があ                       | 開催され、事業報告、決算報告があるので、事 |        |   |
| の内容           |             | る旨を伝え、指導を行っている。                          | 業効果についても検証させていきたい。    |        |   |
| 教育課           |             |  |                       |        |   |